

議会議案第 3 号

介護・障害福祉サービスの報酬単価引上げ等を求める意見
書の提出について

介護・障害福祉サービスの報酬単価引上げ等を求めることに関し、次
のとおり意見書を提出する。

令和 7 年（2025年） 9 月 22 日 提出

提出者	鎌倉市議会議員	細 川 まなか
同	同	上 藤 本 あさこ
同	同	上 くりはらえりこ
同	同	上 上 野 学
同	同	上 水 上 武 史
同	同	上 重黒木 優 平
同	同	上 中 村 てつや
同	同	上 吉 岡 和 江
同	同	上 前 川 綾 子
同	同	上 中 村 聡一郎
賛成者	同	上 大 石 香
同	同	上 加 藤 千 華
同	同	上 津野 てるひさ
同	同	上 岡 崎 修 也
同	同	上 武 野 裕 子
同	同	上 岡田 かずのり
同	同	上 松 中 健 治

介護・障害福祉サービスの報酬単価引上げ等を求める意見書

近年、最低賃金の相次ぐ引上げやエネルギー・食材等の物価高騰により、福祉事業全体において経営環境が一段と厳しさを増している。厚生労働省の調査によれば、障害福祉サービス事業所のおよそ4割が赤字経営となっており、また介護・障害福祉従事者の賃金は、全産業平均を依然として下回る状況が続いている。この処遇格差は深刻な人材不足の要因となり、サービス提供体制の維持に重大な支障を来している。

まず、障害福祉分野においては、報酬は令和6年4月の改定以降、次回改定まで3年間固定される仕組みとなっている。そのため、収入は公定価格として据え置かれる一方で、人件費や光熱水費等の支出は増加するという構造的問題が、事業所経営の赤字化を助長している。

また、介護分野においても、特に訪問介護を含む居宅サービス事業所は、基本報酬の引下げ等により経営が逼迫し、事業所の倒産が過去最多を更新するなど、深刻な状況となっている。

さらに、令和7年10月以降も最低賃金は引き続き大幅な引上げが想定されており、非常勤・正職員を問わず、職員の給与水準を引き上げざるを得ない状況である。しかし、報酬改定が行われない限り、増加する人件費に十分対応することが困難となり、事業所の経営に対する不安は一層高まっている。

本市においても、障害福祉サービス事業所や介護事業所から同様の声が数多く寄せられており、地域の重要な社会資源としての継続的な機能維持が危ぶまれている。仮に必要な福祉サービスが提供されない事態となれば、サービス利用者等の生活の安定が損なわれるのみならず、「誰もが生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会の実現」を理念とする、本市制定の「共生社会の実現を目指す条例」にも明らかに反するものであり、到底容認できるものではない。

以上の状況は、地域共生社会の実現に向けた取組に深刻な影響を及ぼす。国においては、適切な検証と現場状況の見極めを行った上で、以下の事項について、着実な対応を講ずることを強く求める。

- 1 障害福祉サービス等の報酬単価及び介護報酬について、最低賃金や物価高騰の現状、並びに令和7年以降の最低賃金の大幅な引上げ傾向を踏まえ、適切な検証を行った上で引き上げること。

- 2 介護・障害福祉従事者の処遇改善を図るため、全産業平均の水準に向けて着実な改善策を検討・実施すること。
- 3 事業所の安定的な運営及び人材確保を可能とするため、最低賃金引上げ等に対応できるよう適切な支援措置を講ずること。
- 4 利用者やその家族が必要とするサービスを安心して受けられる体制を堅持するための支援策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）9月30日

鎌 倉 市 議 会